

令和 7・8 年度愛媛県建設工事入札参加資格審査申請書
(県外工事) 記入要領

申請書は、エクセルの行・列の追加削除を行わないでください。文字が印刷に収まらない場合にはセルの幅を広げて使用してください。

1 申請書表紙

- (1) 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「法人番号」欄は、法人の場合、13桁の法人番号(※)を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。
(※) 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号。
- (3) 「申請事務担当者」欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者をご記入ください。(行政書士による代理申請の場合も申請者の事務担当者を記入してください。)
代表メールアドレスには、担当者個人ではなく所属のものを記入してください。
- (4) 「申請要件確認」欄は該当にするものに☒を入れてください。申請を行うためには、いずれにもチェックが入っている必要があります。

(参考)

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示第 607 号）（抜粋）

（業者の格付け）

第 3 条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）を提出したものについて行うものとする。

- (1) 所得税又は法人税並びに特別法人税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方税法特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条第 1 項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。
- (2) 県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。
- (3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していること（これらの規定の適用がない場合を除く。）。)
- (4) 当該年に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けていること。

2 申請書様式その 1

- (1) 商号又は名称欄のふりがなは、漢字以外の表記部分（アルファベット、カタカナ、ひらがな等）についても、「カタカナ」で記入してください。※法人種別（株式会社等）は、ふりがな不要。（例：「EHIME 建設株式会社」→「エヒメケンセツ」）
- (2) 「経営事項審査の審査基準日」欄、「資本金」欄、「自己資本額」欄は、添付する経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の「審査基準日」、「資本金額」、「自己資本額」を転記してください。
- (3) 「職員数」欄は、添付する経営事項審査結果の審査基準日における人数を記載してください。「愛媛県電子入札用業者 ID」欄は、愛媛県発注の建設工事の電子入札用に取得した ID 番号（16桁）を記入してください。取得していない場合は「取得前」と記入してください。

本県では、原則として、建設工事の入札を電子入札により実施しており、電子入札用業者 ID 番号を取得し、電子入札システムへの利用者登録を行わなければ、入札に参加することができません。なお、今回、初めて本県に参加資格申請をされる場合は、参加資格を取得した後（令和 7 年 4 月 1 日以降）、電子入札に係る利用者登録申請を行い、ID 番号を取得していただくこととなります。
- (4) 「労働福祉の状況」欄のうち、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況は、申請日における加入状況について該当するものに ☒ を入れてください。

申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。

■添付書類

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要です。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

(雇用保険)

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算
- ・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

(健康保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。

(厚生年金保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

- (5) 「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」は、委任状を提出し、入札・契約等に係る権限を委任する営業所等について記入してください。
- (6) 「受注希望業種」欄は、経審受審業種のうち本県からの受注を希望する業種について、当該業種の欄に記載してください。(建設業許可 29 業種から選択してください。「プレストレストコンクリート」、「法面処理」、「鋼橋上部」は記載できません。)

また、「経審総合評定値(P)」欄、「直前2又は3箇年の年間平均完成工事高」欄も、添付する経営事項審査結果の「総合評定値」、「完成工事高」を転記してください。

なお、(5)入札・契約等に係る権限を委任する営業所等について記載がある場合は、委任する業種について、「委任」欄に「○」を記入してください。

(記入例) 受注希望業種のうち、土木一式工事のみ委任する場合

入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等						
(フリガナ) 名 称	代 表 者			郵便番号	所 在 地	電話番号
	役 職 名	氏 名	FAX番号			
エヒメエイギョウシヨ	営業所長	松山	二郎	790-####	愛媛県松山市一番町〇〇丁目〇〇-〇	089-####-####
愛媛営業所						089-####-####
受 注 希 望 業 種 (上記の支店・営業所等に委任するものは委任に○を記入)						
業 種	許可区分 (般・特)	経審総合 評定値(P)	直前2又は3箇年の 年間平均完成工事高(千円)	直前3箇年における1件あたりの 最高工事金額(税込み)(千円)	委 任	
土木工事業	般	123,456	1,234,567,890千円	12,345,678,901千円	○	
建築工事業	般	12,345	123,456,789千円	1,234,567,890千円		
大工工事業	般	1,234	12,345,678千円	123,456,789千円		
左官工事業	般	123	1,234,567千円	12,345,678千円		

3 申請書様式その2

- (1) 「愛媛県に建設工事に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」は、該当する系列の企業(親・子会社)の有無について、該当にするものに☑を入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業(親子会社)とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算(他人名義も含む)において所有している場合をいいます。

- (2) 「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」は、令和4年11月1日から令和6年10月31日までに建設工事に係る建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）又は入札参加資格停止措置（愛媛県知事が行った措置に限る。）を受けている場合、その内容を記入してください。建設業法に基づく監督処分については、国土交通省や他都道府県など愛媛県以外の処分を含むものとします。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

4 使用印鑑届

「使用印」欄は入札・契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

また、受注希望業種の一部を支店・営業所等に委任する場合は、支店等契約分と本店契約分それぞれ使用印鑑届を提出してください。

5 年間委任状

入札・契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合に提出が必要です（様式任意）。

年間委任状は、次の事項に留意のうえ提出してください。

- ・委任を受ける方（受任者）は、主たる営業所に代わって愛媛県との建設工事の契約に係るすべての責任を負う営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）であること。
- ・委任する内容には、参加資格の期間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）を通じて、愛媛県が発注する建設工事に係る見積入札、契約締結、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- ・委任先は1か所のみとし、申請業種について建設業許可を有する営業所であること。
- ・申請業種の一部のみを委任する場合、委任する業種を明記すること。
（例：ただし、土木一式工事、電気工事に限る。）
- ・委任者の方は実印を、受任者の方は使用印鑑届の使用印を押印すること。
- ・日付、宛先等をもれなく記載すること。